建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により次のとおり許可を取消しましたので公告します。

１　取消し処分の原因

建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当するため。

２　商号又は名称等

商号	代表者氏名	所在地	廃業届出区分	許可番号		許可年月日			廃止した許可																					取消年月日			参考事項		
			全部・一部	年	番号	年	月	日	一般・特定	業種																				年	月	日	法人成	代替わり	承継認可
鈴木土建株式会社	鈴木　耀太	岩船郡関川村大字下関４３７－１	一部	6	121	7	2	18	特定	建																				8	5	1			
株式会社河田建設	河田　佳佑	長岡市大字日越１３４２番地１	一部	4	16666	4	8	3	特定	建	大	屋	タ	鋼	内															8	5	1			
株式会社渡辺工務店	五十嵐　徳一	魚沼市大字渋川８４６－１	全部	3	17504	3	7	26	特定	土	と	鋼	舗	水	解															8	5	1			
藤工築株式会社	内藤　篤夫	新潟市東区新岡山２－１５－３	全部	4	42817	4	5	11	一般	建	と																			8	5	1			
株式会社ナレッジライフ	中村　勝治	新潟市西区善久７６０－１	全部	4	44181	4	12	4	一般	建																				8	5	1			